

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	1
○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）	3
○ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）	3

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 8 （略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 （略）

2 （略）

3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（調整課の所掌事務）

第五十七条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べる事務のうち地方財政に係るものに関する事。

二 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。

三 地方公共団体の手数料に関する事。

四 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十八条に規定する国の支出金に係る事務を行うために必要でかつ十分な金額に関する調査に関する事。

五 都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険及び市町村が行う介護保険の財政運営に対する技術的助言に関する事。

六 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の規定による特定鉄道事業者（特定鉄道事業を経営しようとする者を含む。）に対する地方公共団体の出資の協議に関すること。

七 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条の第一項に規定する同意公害防止対策事業計画が定められている地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること（財務調査課の所掌に属するものを除く。）。

（参事官）

第二百二十条 本省に、参事官三人を置く。

2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

附 則

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この号及び附則第二百二号第一項において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。
- 二 （略）

（参事官の設置期間の特例）

第二十一条 第二百二十条第一項の参事官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十二条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附

の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 （略）

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）

（空港周辺地域整備計画の決定等）

第二条 千葉県知事は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画（以下「空港周辺地域整備計画」という。）の案を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

2・3 （略）

4 総務大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5・6 （略）

○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）

（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）

第三条 地方公共団体が前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の同意を得た公害防止対策事業計画（以下「同意公害防止対策事業計画」という。）に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が同意公害防止対策事業において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行う場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2・4 （略）

附 則

（施行期日等）

第一条 （略）

この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同意公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち平成三十二年までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに同意公害防止対策事業計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年以前に発出されたものについて同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたものうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）については第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。